

用地課用地関係資料作成整理等業務委託（その3）特記仕様書

（適用範囲）

第1条 この特記仕様書は、用地課用地関係資料作成整理等業務委託（その3）に適用する。

（特記仕様書の遵守）

第2条 受託者は、契約書及び用地関係資料作成整理等業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書という。」）に基づくほか、この特記仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

（積算基準）

第3条 積算にあたっては、用地関係資料作成整理等業務費積算基準を準用する。ただし、直接人件費は、要件を満たす主任担当者1名（月当たり0.25人工相当程度）、業務従事者1名（4.0ヶ月）とする。

（業務の履行場所）

第4条 業務の履行場所は、熊本市中央区手取本町1番1号所在熊本市都市建設局土木部用地課とする。

（業務委託期間等）

第5条 業務委託期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）7月31日までとする。

（主任担当者の要件）

第6条 当該業務における共通仕様書第2条第4号にて求められる部門は、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、総合補償部門のいずれかとする。

（業務用自動車の準備）

第7条 当該業務上必要とする自動車においては、受託者が用意すること。

（パソコンの準備）

第8条 当該業務上パソコンは必要とするものとし、その台数は1台/人を最大とする。ただし、パソコンは受託者において準備すること。なお、機能等については業務上必要のないソフト等のインストールは行わないこと。

（業務計画書）

第9条 受託者は、契約後速やかに共通仕様書第4条に定める業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 契約年月日
- (3) 業務期間
- (4) 指揮命令系統
- (5) 安全管理体制表及び連絡体制表（緊急時を含む）
- (6) 個人情報管理表及び検査体制表
- (7) その他

3 受託者は、提出した業務計画書について、調査職員から修正を求められた場合には、調査職員との協議に主任担当者をあたらせ修正するものとする。

4 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更した場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

5 第3項の規定は、前項により変更業務計画書を提出した場合に準用する。

(個人情報の取扱い)

第10条 受託者は、本業務の履行にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本業務上において取得した個人情報の秘密保持に関し、個人情報の漏えい、滅失又は破損の防止その他の適切な措置を講じること。
- (2) 契約書第5条に掲げる業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者に行うものとし、あらかじめ、調査職員の承諾を得ること。
- (3) 本業務の利用目的以外に利用するとき、又は利用目的のために利用する場合であっても、個人情報の複製、送信、記録媒体の外部への送付又は持出し等を行う場合は、社内の個人情報管理責任者の了解を得ること。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、速やかに調査職員に報告を行い、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務委託期間満了後、個人情報が記録されている媒体が不要となったときは、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行なうこと。
- (6) 委託者が貸与した個人情報は、業務委託期間満了後速やかに返却すること。

(再委託)

第11条 契約書第4条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるもの(次項に掲げる軽微な部分は除く。)をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- (2) 共通仕様書第15条に規定する業務

2 受託者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し本業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を明確にしなければならない。

なお、協力者は、熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号。以下「指名停止要綱」という。)、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(特記仕様書外の事項)

第12条 受託者は、本特記仕様書の内容に関する疑義及び本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて調査職員と協議し定めるものとする。